

令和 7 年第 8 回 笠間市農業委員会総会会議録

令和 7 年 8 月 28 日 開会
令和 7 年 8 月 28 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 7 年笠間市農業委員会第 8 回定例総会

〔令和 7 年 8 月 2 8 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 7 報告第 1 号 農地法第 4 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第 8 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 9 報告第 3 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第 10 報告第 4 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第 11 報告第 5 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 7 報告第 1 号 農地法第 4 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第 8 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 9 報告第 3 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第 10 報告第 4 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第 11 報告第 5 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について
-

出席委員

1 番	深 谷 聡 君	1 1 番	青 木 勝 照 君
2 番	寺 門 博 君	1 2 番	小 沼 祐 君
3 番	込 山 祐 一 君	1 3 番	荻 津 修一郎 君
4 番	三 橋 美 香 君	1 4 番	入 江 保 夫 君
5 番	高 野 尚 夫 君	1 5 番	園 部 孝 男 君
6 番	鶴 田 英 樹 君	1 6 番	鈴 木 明 君
7 番	飛 田 稔 君	1 7 番	稲野邊 茂 生 君
8 番	大 橋 正 義 君	1 8 番	國 谷 博 隆 君
9 番	高 安 行 男 君	1 9 番	永 田 良 夫 君
1 0 番	菅 谷 賢 一 君		

欠席委員

な し

出席説明員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	島 田 耕 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 任	磯 野 浩 宣 君

午後 1 時 3 0 分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和 7 年第 8 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第 2 項の規定により、11番青木勝照委員並びに12番小沼 祐委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の63について、議席番号7番、14番委員より調査報告をお願いします。

7番。

○7番（飛田 稔君） 番号63について、調査報告いたします。

8月23日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地調査いたしました。

申請地、申請目的等について、議案書に記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

申請地は、この後、5条でも報告いたしますが、国道355号線下市毛交差点を笠間小学校方面に300メートルほど進み、右折して400メートル入った右側です。

申請者は、自家消費及び店舗で利用できるよう、ニンニク、白菜等を作りたいとのこと
です。栽培に至っては小規模であるため、農機具を購入し栽培して、必要であれば耕運機
の購入も考えているとのこと。

隣接の状況は、北側、住宅、東、西側、南側、畑で周辺への影響はないです。

その他、関係書類も完備されており、許可相当と判断いたしましたので、よろしく御審
議くださいますよう、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の64について、議席番号2番、14番委員より調査報告をお願いします。

2番。

○2番（寺門 博君） 番号64について、調査の結果を報告いたします。

8月23日、指名調査委員2名、譲受人と譲渡人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線石井交差点から主要地方道宇都宮笠間線を5キロメートルほど片
庭方面に向かい、笠間ゴルフ練習場入口より30メートルのところ。

譲受人の申請事由は、自宅に近いため管理がしやすいとのこと。野菜畑として使用するには大変便利であり、ぜひとも譲り受けたいとのことでした。譲渡人の申請事由は、高齢のため自分で耕作管理ができないので、相手に譲渡したいとのことでした。

周辺地域との関係も良好で、自宅に隣接して、機械、労働力、技術等も適正と認められます。

売買で所有権の移転で、土地取得のための資金計画は自己資金だそうです。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどをお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の65、66、67及び68について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。16番。

○16番（鈴木 明君） 65と66については、農地の交換ということですので、2件同時に調査の結果を報告いたします。

8月23日、指名調査委員2名と、番号65と66のお互いの譲受人、譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請地、申請人は、議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線より県道1号線宇都宮笠間線を益子方面に2.5キロメートルほど入った右側に笠間ゴルフ練習場の看板があり、それを右折し、600メートルほど北側方向に入った笠間ゴルフ練習場の西側の道路の右側にありました。

番号65と66の申請地は隣接しており、昔から自分の土地として維持管理していたところ、実際は相手の土地だったので、今般、現実の使用状況どおりに土地所有権の交換を行い、取得後の土地の利用計画は、栗の栽培をするとのことでした。

土地取得のための資金は、等価交換のため無償で、必要な農機具は、その都度購入であり、労働力、技術面についても適正と認められます。

以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、67について、調査の結果を報告いたします。

8月23日、指名調査委員2名と譲受人及び代理人立会いの上、調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、県道1号線宇都宮笠間線を益子方面に向かい、旧箱田小学校のところの信号機から約10メートル先を右折し、250メートル先の左側にありました。

譲受人の申請事由は、譲渡人より、ぜひ購入してくれと申入れがあり、譲受人の職業が農業兼飲食業なので、食料の安定自給のためにも、農地を取得したいとのことでした。水田の隣に面した畑は、栗の栽培です。譲渡人の申請事由は、家業もあり耕作できないので、

相手にぜひ譲り渡したいとのことです。

この申請については、耕作を目的とした所有権の移転であり、売買契約することに間違いありません。

土地取得のための資金は、自己資金です。

機械、労働力、技術面についても、適正と認められます。

以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、68番について、調査の結果を報告いたします。

8月23日、指名調査委員2名と譲受人の父と代理人立会いの上、調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線才木交差点から主要地方道日立笠間線を城里方面へ1.8キロメートルのところの左側に藤井製材所があり、そこを右折し右側にある社会福祉法人佐白の館の西側にありました。

譲受人の申請事由は、ブルーベリー栽培をするそうです。作付計画確認書を見ますと、作付が6月、収穫が9月。これまでの農業教育、研修経験、農業従事経験は、父の下で農業経営の手伝いをし、約5年間、研修を受け、現在に至っております。今般、譲渡人より農地の譲り渡しの相談を受け、父と検討した結果、今回の申請に至りました。ブルーベリーは、以前、50平方メートルほど栽培した経験があるため、選択したそうです。譲渡人の申請事由は、農作業が困難になり、土地の隣接者に売買して管理運営を任せるためです。

権利関係は、売買に間違いありません。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の69について、議席番号9番、18番委員より調査報告を願います。

9番。

○9番（高安行男君） 番号69の案件につきまして、調査の結果を報告いたします。

8月22日に指名調査委員と推進委員、譲受人との立会いの上、現地の調査をしてまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地につきましては、県立中央病院北側に位置する友部土地改良区内であり、JR常磐線南側のところでございます。

譲受人の申請事由は、農業経営規模拡大のため、申請地を取得したいということです。譲渡人の公益社団法人茨城県農林振興公社は、農地中間管理機構の特例事業の用に供するため譲渡するということでございました。

取得後の申請地の利用計画は、耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、

技術等についても、適正と認められます。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号70、71について、議席番号10番、11番委員より調査報告をお願いします。

11番。

○11番（青木勝照君） 番号70番について、調査結果を報告いたします。

8月23日、指名調査委員及び推進委員と譲受人の代理人及び譲渡人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間駅から岩間消防署に向かい、県道上吉影岩間線と県道茨城岩間線の交差する十字路から第一東宝ランドに向かい、さらに常磐線の平踏切方向に約600メートル行った道路の右側と左側の土地です。

譲受人の申請事由は、新規就農のための農地取得です。譲渡人は、相手の要望に応じることとします。

譲受人は、新規就農ですが、既に5年の農作業経験があり、父親が保有している農機具類を借受けできることから、農地を効率的に利用し、耕作できることと思います。

申請地の作付け計画は栗です。自然環境はおおむね良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号71番について、調査の結果を報告いたします。

8月23日、指名調査委員及び推進委員と譲受人及び譲渡人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、番号70番の土地に隣接している畑です。

譲受人の申請事由は、新規就農のための農地取得です。

なお、譲受人は、番号70番と同一人物です。

譲渡人は、相手の要望に応じることとします。

申請地の作付け計画は栗です。自然環境はおおむね良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。

権利関係は、贈与に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の72について、議席番号3番、12番委員より調査報告をお願いします。

○12番。

○12番（小沼 祐君） 番号72につきまして、調査の結果を報告いたします。

8月25日10時30分より、指名調査委員2名と推進委員と申請人立会いの上、現地調査を
してまいりました。

申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、上安居地区公民館を北へ50メートル行き左折し、200メートル行
き右折し、200メートル行った右側です。

譲受人の事由は、農業経営規模拡大のため譲り受け、耕作をすることです。譲渡人の事
由は、要望に応じ、譲り渡すことにしました。

今後も水稻栽培をするそうです。農業機械も一式そろえております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく
御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたしま
す。

番号の63から72につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第
2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与
の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第1号の番号64について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、16番鈴木 明委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時49分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号の番号64について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第1号の番号64は原案のとおり決定いたしました。

それでは、16番鈴木 明委員が入場しますので、暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く9件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く9件について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第1号の1件を除く9件について、原案のとおり決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の9、10及び11について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（高野尚夫君） 番号9について、調査の結果を報告いたします。

8月25日午前9時40分より、指名調査委員2名と申請人立会いの上、申請地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部第二小学校の信号の手前のセブンイレブン友部駅前通り店のすぐ東側にありました。

申請人転用事由は、平成27年から自家用車の駐車場として利用しているということです。

なお、始末書が提出されています。

隣接状況は、東側、西側、南側、北側、全て宅地です。取水計画はありません。雨水、排水は自然浸透です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、10番と11番について報告いたします。10番と11番は同一申請人、隣接した敷地の申請のため一緒に報告いたします。

まず、10番のほうは、家の屋根の部分が農地側に出ており、申請図面と違うため許可判断はできないので、保留してまいりました。

11番についても、提出された申請箇所と同一敷地内に物置等があり、申請図面と違うため、こちらも保留にしてきました。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号9、10及び11につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

14番。

○14番（入江保夫君） 番号11ですが、保留の件について、もう一度保留の理由を説明いただいてもよろしいでしょうか。聞こえなかったものですから。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後1時54分休憩

午後1時56分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号の9については原案のとおり決することに、番号10、11については保留とすることに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は、番号の9について

は原案どおり決することに、番号10、11については保留とすることに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の89、90及び91について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。
7番。

○7番（飛田 稔君） 番号89、90、91について、報告いたします。

番号89について、報告いたします。

8月23日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査いたしました。

申請地は、先ほど3条番号63でも報告いたしました隣接地です。

権利関係は売買です。

申請人は、これまで飲食店を営営してまいりまして、引退を機に笠間市内に移住し、レストランを開店するために、自己用住宅及び店舗を建設したいとのことです。

申請地の境の杭も確認し、隣接の農地からセットバックを取って建設するため、日照や通風も影響はないです。

汚水、雑排水は公共下水道、雨水は敷地内浸透です。

関係書類も完備されておりますので、許可相当と判断されますので、御審議くださいますよう、よろしくお願いします。

続きまして、番号90について、調査報告いたします。

8月23日、調査委員2名と代理人立会いの上、調査いたしました。

申請地は、石井の本間商事のお店の道路の反対側の場所です。

現在、夫婦で妻の実家に同居しているが、今後の生活の安定と独立した住環境の確保のために、現居住地と同じ地域内に自己用住宅を建設したいとのことです。申請地は、妻の父からの贈与による所有権移転です。

申請地は現在、耕作されておらず、周辺の田んぼとの境には、3段ぐらいのブロック塀を作って、隣接の田んぼに影響がないようにするとのことです。

日照、通風も影響ないです。汚水、雑排水は合併処理浄化槽による側溝放流、雨水は敷地内自然浸透です。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますよう、よろしくお願いします。

続きまして、番号91について、調査を報告いたします。

8月23日、調査委員2名と代理人立会いの上、調査いたしました。

申請地は、笠間駅の南側の線路沿いです。

譲渡人は、土地の利用予定がなく、再生エネルギーに賛同して譲りたいとのことです。

申請目的は、太陽光発電設備の設置です。

境界の杭も確認し、周辺の日照、通風にも影響ないです。

関係書類も完備されておりますので、許可相当と判断されます。御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の92、93について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（鈴木 明君） 申請番号92につきまして、調査結果を報告いたします。

8月23日、指名調査委員2名と譲受人の父と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号才木交差点より主要地方道日立笠間線を城里方面へ向かい、約1.8キロメートル進んだ右側に笠間市水道課の福田増圧ポンプ所東側にありました。

譲受人の申請事由は、今後、新設する農業用倉庫への進入路がないため、今回、土地を分筆し使用するということです。譲渡人の事由は、譲受人の希望に応じ譲り渡すしをするとのことです。

契約は売買で、資金調達面から見ても、実現性は認められます。

申請地は、自己所有敷地の隣にあり、利用上、最適地とのため、また、今回建設する倉庫敷地に隣接した西側にあり、進入路として最適であるため、今回の申請に至りました。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

番号93につきまして、調査結果を報告いたします。

同じく8月23日、指名調査委員2名と代理人で現地の調査を行いました。

申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号の金井交差点から北へ、県道笠間緒川線を飯田ダム方向へ600メートル先の十字路を右折し、900メートルほど入った左側にありました。

譲受人の事由は、現在、賃貸住宅のため、手狭であり、子育てに適した環境を整えるために、当該地に自己用住宅を新築したいため、また、通勤に便利な場所、土地の広さが最適と考えたためだそうです。譲渡人の事由は、譲受人の希望により譲り渡しをするとのことです。

契約の内容は売買で、資金計画は金融機関からの借入です。。

転用による自己住宅建設で、隣接地への影響関係は、日照、通風、耕作等への影響はなし。隣接状況の東側、西側、北側は農地で、ブロックを施し、土砂等の流出入がないようにする。南側は道路で非農地のため、影響なし。取水計画は、市上水道より取水、排水計

画は汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理後、敷地前の側溝に放流。雨水排水については、雨水浸透ますを設置し敷地内浸透処理です。

その他、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の94について、議席番号8番、17番委員より調査報告をお願いします。

17番。

○17番（稲野邊茂生君） 番号94につきまして、調査の結果を報告いたします。

8月25日午前中に、指名調査委員2名、譲受人と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、稲田姫神社の西100メートルぐらいの場所にあります。譲受人の自宅と道路を挟んだ反対側になります。

申請事由等につきましては、譲受人の自宅敷地に家族等の車があると、来訪者の車が止まることが非常に難しく、自宅の前の休耕地の所有者に話をしたところ、了解をされ、今回の申請になったものです。

周りは住宅や休耕地であり、周りに対する影響はありません。雨水等につきましては、敷地内自然浸透であります。

また、今回の申請は、権利関係は売買です。

関係書類等につきましても整っており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号95、96について、議席番号6番、13番委員より調査報告をお願いします。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号95について、調査の結果を報告します。

8月24日に、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。代理人とは電話で確認を取っています。

申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線沿いの株式会社丸藤交通の隣接地になります。

譲受人の事由は、再生可能エネルギーの必要性から、太陽光発電事業を行いたいためです。譲渡人の事由は、申請地の耕作や土地の管理が難しいため、譲受人の要請に応じることです。

契約内容は売買で、資金調達面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響は、東は田、西は宅地、南は田、北は田であり、日照、通風等、耕作への影響はないものと見てまいりました。排水計画は、雨水は敷地内自然浸透です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 6 番。

○6 番（鶴田英樹君） 番号96番について、調査の結果を報告いたします。

8月24日、指名調査委員2名、譲受人家族立会いの下、現地を調査してまいりました。代理人については、電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、県道52号線環境センター入口の信号を東に200メートルほど行ったところへです。

譲受人申請事由は、現在、賃貸アパートに住んでいるが、結婚を機に自己住宅を持ちたいと検討していたところ、祖母から住宅用地として使用してよいとの話があり、申請することにした。譲渡人は、要望に応えるとのことでした。

権利関係は、親族間の贈与となります。

また、申請地に物置小屋を建築していたため、始末書が添付されております。

申請地の状況は、東側、西側、南側が畑、北側が市道と宅地です。

日照、通風等に関しては、問題ないと見てまいりました。取水は市水道、汚水雑排水は公共下水道、雨水は敷地内浸透処理です。

また、この申請の面積は、500平米を超えておりますが、建築する場所が道路より奥に入っているため、進入路を取るため、仕方ないと見てまいりました。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の97、98について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

5 番。

○5 番（高野尚夫君） 番号97についてですが、先ほどの4条案件で保留になった2件と同じ敷地内ですので、保留をしてきました。

番号98について、調査の結果を報告いたします。

8月25日午前9時40分より、指名調査委員2名、申請人立会いの上、申請地を調査してきました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、柿橋公民館を南へ200メートルほど行き、右へ50メートルのところにありまし

た。

譲受人の申請事由は、自己の住宅を探していたところ、母より当該地の提案があり、子育てに最適と判断したため申請しました。譲渡人の申請事由は、要望によりということです。

権利内容は、贈与による所有権の移転です。

隣接状況は、東側、畑、南側、道路、西側、道路、北側、畑です。取水計画は公共水道、排水計画は浄化槽による敷地内浸透処理です。雨水計画は敷地内浸透処理です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の99について、議席番号4番、15番委員より調査報告をお願いします。

15番。

○15番（園部孝男君） 番号99について、調査結果を報告いたします。

8月23日、指名調査委員2名、譲受人及び代理人立会いの上、現地調査を行ってまいりました。

申請人、申請地、申請目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、市民センター岩間の北側にある岩間学校給食センターから東側に50メートル入った住宅地の中にございます。

譲渡人の申請事由ですけれども、高齢のため管理ができないということと、当該土地の隣に住む譲受人に譲渡したいということです。譲受人の申請事由ですけれども、譲渡人の要望に応えることと、現在の自宅駐車場が手狭なため、取得後は、所有する自動車等の車庫を建てたいということでした。

なお、この土地についてですけれども、平成11年に、譲渡人の夫が貸し家を建てるということで、5条の許可を取得しておりましたが、更地のままで現在に至っております。その方が亡くなりまして、令和3年、今の譲渡人は、相続したけれども、5条の許可をもらっていたということは知らなかったということで、顛末書が添付されております。

また、道路に接道している土地なんですけれども、既に砂利が敷いてありまして、ただ、地目としては更地で畑のままなので、砂利敷きをしたことに対しては、始末書が提出おります。

契約の内容は売買で、資金は自己資金です。

隣接地につきましては、東、西、南側が住宅地で、北側が道路になっています。

シャッター付きの車庫を建設するという予定でございます。車庫以外の土地につきましては、更地のままで、草刈り等の管理は行っていくということでございました。盛り土はしません。

周りが住宅地なので、日照、通風等、周りの隣接地の耕作等の影響はございません。

関係書類完備しておりますので、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の100について、議席番号3番、12番委員より調査報告をお願いします。

12番。

○12番（小沼 祐君） 申請番号100につきまして、調査の結果を報告いたします。

8月25日11時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355号線ダイナム茨城岩間店がある交差点を東へ150メートル行き、JASS岩間給油スタンドを左折し、30メートル行った左側です。

譲受人の事由は、農地を譲り受け、既存の太陽光発電事業用地を拡大して利用するためです。譲渡人の事由は、耕作の継続が困難なため、譲受人の申し出により譲り渡すことにしました。

権利関係は売買です。

隣接状況は、東側、道路、西側、畑、南側、畑、北側、畑と宅地です。取水計画はなし。汚水、雑排水はなし。雨水は敷地内浸透です。

隣接地への日照、通風、耕作への影響は、ないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の90、93、96及び98につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

番号の91につきましては、鉄道の駅から300メートル以内の農地であるため、また、番号の99につきましては、500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地であるため、第3種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号の97については保留とすることに、番号97以外の11件については原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は、番号97については保留とすることに、番号97以外の11件については原案のとおり決定されました。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、8ページから11ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が10件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が6件となります。合計38筆、7万7,641平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書8ページから11ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案のとおり

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、12ページから21ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が252件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が49件、賃貸借権の設定が203件となります。合計479筆、106万5,882平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書12ページから21ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第１項の規定による議事参与の制限を受ける案件が15件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の番号434から454について審議いたします。

審議が終了するまでの間、９番高安行男委員、退場をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後２時２５分休憩

午後２時２５分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の番号434から454について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の番号434から454は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、９番高安委員、入場しますので、暫時休憩といたします。

午後２時２６分休憩

午後２時２６分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の15件を除く237件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の15件を除く237件について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の15件を除く237件について、原案のとおり決定しました。

報告第１号 農地法第４条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第７、報告第１号 農地法第４条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号の４について、議席番号８番、17番委員より調査報告を願います。

８番。

○8番（大橋正義君） 番号4について報告します。

8月25日に、調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査をしてきました。

場所は、本戸公民館から南に約1キロメートル行ったところでした。

転用目的は、農業用の車両置き場です。

周辺環境は、北側と西側は道路、南側、東側は宅地で、周辺地の影響はありません。

申請者は、自宅周辺の耕作放棄地を積極的に耕作管理しており、農業に関わる駐車場と
のことで、特に問題ございません。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告に
ついてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第8、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知に
ついて、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通
知について、御報告いたします。

議案書につきましては、23ページから33ページになります。

番号53は、売買のため、合意を解約するものです。

番号54は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

24ページになります。24ページから33ページまでは、同一者になります。

番号55は、後継者に農地を引き継ぐため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につ
いてを終わります。

報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の
結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調
査の結果報告について報告いたします。

議案書につきましては、34ページになります。

番号4は、水戸地方法務局から、令和7年6月12日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和7年6月24日火曜日、午後2時20分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、笠間図書館の丁字路から石本病院北側の市道（笠）3038号線を涸沼川方面へ約120メートル進んだ左側にありました。

現地の状況ですが、令和6年10月に農地法第5条の許可を受けており、雑種地であったことから、水戸地方法務局へは、6月25日付で非農地と報告いたしました。

番号5は、水戸地方法務局から、令和7年7月25日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和7年7月28日月曜日、午後3時20分から、御覧の調査委員と事務局で調査をいたしました。

場所は、北吉原地区にあるセキスイハイム工業関東事業所の北側にある主要地方道笠間つくば線のY字路から石岡市柿岡方面へ約1キロメートル進んだ先の丁字路を左折し、約50メートル進んだ左側にありました。

現地の状況ですが、令和7年6月に農地法第5条の許可を受けており、宅地敷地であったことから、水戸地方法務局へは、7月30日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の4について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号4について、調査の結果を報告します。

8月24日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人とは電話にて確認を取りました。

申請人、申請地については、議案書のとおりです。

申請地については、国道355号線友部インターチェンジから300メートルのところにありました。

申請事由は、田畑転換です。

土地所有者の要望により、湿田で水はけが悪いため、建設土砂を搬入し、畑へ転換する

ことで土地利用化を図るということであります。

この改良によって周辺に及ぼす影響であります、水路、農道等には一切手を加えないため、周辺農地に及ぼす影響はありません。

その他関係書類について完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので報告します。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（小沼 祐君） 申請番号5につきまして、調査の結果を報告いたします。

8月25日10時30分より、指名調査委員2名と申請人と工事関係者立会いの上、現地調査をしてまいりました。

申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355号線セブンイレブン笠間土師店がある交差点を南へ400メートル行き左折し、300メートル行った左側です。

申請地は、雨が降ると水がたまるため、長年栗を栽培していますが、栗の木が枯れてしましますので、低地の解消です。盛り土は、道路の拡張工事による残土です。

この改良によって、周辺に及ぼす影響はありません。

そのほか関係書類についても完備されており、何ら問題がないと見てまいりましたので報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

番号の1について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について御説明申し上げます。

議案書につきましては、36ページになります。

番号1の所在、所有者、権利の内容等は、議案書に記載のとおりです。

申請する事由は、所有する農地を公益社団法人茨城件農林振興公社の農地中間管理事業の特例事業の用に資するもので、この届出で農林振興公社へ所有権を移転するものであり

ます。

この件につきましては、今回、農地法第3条の規定による許可申請が出されております。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第8回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時36分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

11番 委 員

12番 委 員